

總和会三綱領

- 一 宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる政策の実現に努めること。
- 二 宗門の伝統性格を尊重し、兩大本山を護持し、殊に大本山總持寺の尊嚴維持に努めること。
- 三 会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所 總和会本部 〒 105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 Tel. 03 (3431) 5017

東京グランドホテル、来年6月末で営業終了 再開発、定期借地権の設定は承認されず

令和8年度一般会計歳入歳出予算 歳入 51億 1077万 7000円 / 歳出 51億 1077万 7000円 経常部 50億 4677万 7000円 / 臨時部 6400万円 / 差引残額 0円 / 級階賦課金 1点あたり 145円(昨年度比 1円減額)



第149回通常宗議会は令和8年2月16日から5日間の会期で召集され、1月22日に2度目の管長に就任された石附周行紫雲臺猗下の御親修により開会式を厳修した後、議事に入りました。

ソートビルの再開発については、前会に続く東京グランドホテルの来年6月末営業終了をはじめ4議案が上程され、総長演説では築50年が経過して老朽化が進むビルの早期建て替えが必要とした上で、東京都港区という立地を生かし所有不動産を最大限活用した開発手法として定期借地権の設定に理解を求めました。

これに対し、通告による一般質問で反論や疑問点を追及する意見が相次ぐ一方、審議を付託された特別委員会では各上程案を了とし、本会議で採決となりました。

記名投票となった3議案のうち、東京グランドホテルの来年6月末営業終了が賛成41、反対30、ソートビルの速やかな建替えが賛成39、反対32でそれぞれ可決。定期借地権の設定や一部等価交換による3千平方メートル程度の宗務庁機能を有する施設の区分所有を含む不動産開発に関する基本条件については賛成33、反対37で承認されませんでした。

また、鶴見大学会館を第一候補とする宗務庁仮移転候補地選定については挙手採決により賛成多数で承認。このほか前会に続く曹洞宗土地・建物再開発に係る契約及び入札の倫理審査に関する規程制定案は、特別委員会の審議を経て曹洞宗役員倫理規程制定案に規程題名を改め賛成多数で可決しました。

尚、令和8年度の級階賦課金は負担点数1点あたり前年度より1円低い145円。通告質問は12本(總和会9本)。

管長就任式
愛宗道念運良縁
耆徳久參法定筵
兩祖真慈瞻仰処
心香惹熱拜真前



第一百四十九回通常宗議会議
洞門耆宿一堂中
七十餘員志氣豊
兩祖慈恩如日月
叡知交換拳宗風

〔上程された議案〕

- 令和8年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案(附帯6件の支出を含む)、令和8年度曹洞宗僧侶共済・寺院建物共済・育英資金・護持会・所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金・修証義公布百周年記念育英基金・災害対策・図書印刷物等刊行・檀信徒会館の各特別会計歳入歳出予算案、曹洞宗規程制定案(曹洞宗土地・建物再開発に係る契約及び入札の倫理審査に関する規程制定案)、東京グランドホテルの営業を終了する件、令和7年度曹洞宗一般会計歳入歳出補正予算案(第3回)、ソートビル建替えの件
- 承認を求める件：不動産再開発に関する基本条件につき承認を求める件、曹洞宗宗務庁仮移転候補地選定につき承認を求める件、令和7年度宗務監査報告(第2回)
- 同意を求める件：審事院の役員指名について同意を求める件

鶴一 聲

「墓じまい」親すら捨てる「家族じまい」

これはある新聞の広告に載っていた週刊誌の見出しですが、これを目にした時、こういう時代になってしまったのかと考えさせられました。

コロナ禍から後、それまでなかった言葉、「直葬」「樹木葬」「家族葬」「墓じまい」という言葉が世の中に蔓延しているように見えます。

今年、令和にすれば百年になるとか。五十年過ぎて昭和五十年頃、私もその頃住職任命を受け一ヶ寺の住職となりました。

その前後、東京グランドホテルや新しい宗務庁が完成し、全国に教化センターを設置、高度経済成長の波に乗り、曹洞宗の宗風を宣揚してきました。

もう何年も前になりますが、日本武道館を貸し切り二日間にわたり梅花の全国大会を開催したりしましたが、今ではできなくなりました。

また以前は、近隣の寺院や法友の寺院でも本堂を新築落慶したとか、庫裡を新築したとかそのようなニュースを耳にしましたが、最近はそのような情報を聞くこともなくなりました。

まさか五十年ほどで少子高齢化・地方での過疎化が進み、それに伴い寺離れ現象がこれほど進むとは思ってもありませんでした。

これからの五十年先、百年先の宗門いや仏教界のことを考えると、決して明るい未来とは思いませんが、我々僧侶の今できることは檀信徒を大切に、どんな小さな寺でも草取りや清掃をして寺を守っていくことこそそれが一番ではないかと思っております。

第149回通常宗議会 総長演説(要旨)

宗務総長 服部 秀世

第149回通常宗議会の召集にあたり、議員各位におかれましては本日ここに参集を賜りましたことは衷心よりお礼申し上げます。大本山永平寺貫首南澤道人猥下におかれましては、宗制の定めるところにより本年1月21日に任期満了を迎えられ、もって管長職をご退任なさいました。そして翌22日には大本山總持寺貫首石附周行猥下がご就任なされ、宗門の統理の重責を担われることになりました。

それでは宗務当局を代表して、ここに宗務運営の大綱を申し述べさせていただきます。はじめに曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について申し上げます。昨年10月に召集された臨時宗議会に上程いたしました「東京グランドホテルの営業を終了する件」については結果として継続審査となりました。本件は再開発計画におけるソートビルの早期建て替えを進めるうえで必要不可欠な議決事項であります。宗議会において速やかにご承認が得られますことを切に望むものであります。この度の曹洞宗不動産の再開発計画を策定するために、プロジェクトマネジメント業務委託契約を締結いたしましたインデックス社の代表者を推進委員会の委員に委嘱していることについて利益相反にあたるのではないかとのご指摘をいただいておりますが、再開発を策定、推進していく過程において外部有識者としての専門的な知見を提供いただくためであり、いわゆるデベロッパーなどの開発事業者としての参画ではなく、また将来開発事業者を選定する段階においても当社が開発事業者として選任されることはなく、利益相反が生じることはありません。また所有不動産再開発における原資となるものは特別積立金38億円ですが一部は特約付き定期預金として運用しておりますので現時点における出金可能額は25億円となっております。また再開発の資金を銀行からの借入れによって賄うという選択肢も考えられますが、借入金の返済を継続しつつ建設後の建物を本宗の自己資金で維持していくことは将来の宗門の財政のあり方を考えますと、極めて困難な結果を招く恐れがあると考えております。今回の再開発計画においては曹洞宗宗務庁が所在する東京都港区という土地の付加価値が極めて高い一等地を可能な限り有効に活用し将来宗門に不利益をもたらさない新庁舎を建設するため所有不動産を最大限に利用した開発手法として、現時点において定期借地権を利用した開発手法が最良であると考えております。

この建て替えに伴う宗務庁の仮移転候補地について申し上げます。宗議会などの開催が可能な会議室などを含め、十分な面積及び設備を有すること、さらに立地条件や公共交通機関の利便性等を総合的に考慮した結果、宗門関係学校である学校法人総持学園が所有する鶴見駅近隣の「鶴見大学会館」が最も条件を満たす候補地であると判断し、議会の承認を賜りましたならば速やかに賃貸借条件を整え、6月の次期宗議会において決定するための関連議案

を上程できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

災害見舞金制度について申し上げます。令和8年4月1日より災害見舞金制度における災害援護拠金の徴収制度が変更となります。同拠金のうち、基本拠出金については従前通り全寺院一律の2500円を踏襲いたしておりますが付加拠出金については次年度における損害保険料の見積額及び基準となる建物共済加入口数に応じて、一口あたりの納付額を毎年見直すこととなりました。

令和6年能登半島地震に対する復興支援を次年度も行ってまいりますが、具体的な復興支援策については被災寺院や現地災害対策本部からの要望を踏まえ、十分な協議を経て継続してまいります。尚、同震災に寄せられました義援金総額は2億3965万3177円でそのうち2億2610万円を被災寺院に1355万3177円を現地対策本部に送金しております。義援金の趣旨にご賛同いただき、多大なるご協力を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。今後も義援金が寄せられました際にはその都度、現地対策本部に送金してまいります。

僧堂関係について申し上げます。僧堂での安居修行における安心安全の確保は、設置目的に合致した教育を受けるための必須事項であります。この度僧堂における不祥事件発生時の初期対応マニュアルを顧問弁護士監修のもと作成し全僧堂に配布し周知を図りました。掛塔僧が安心して修行に専念できる環境を整え、掛塔僧が被害者または加害者となるような不祥事件を僧堂から根絶させ僧堂に身を置く全ての者が、日常の修行と生活において常に人権意識と危機意識を持ち、互いに目を配り、声を掛け合う風土を醸成することが重要であります。本マニュアルが単なる非常時対応の手引きにとどまることなく、不祥事を生まない意識と実践を日常の中に根付かせていく契機となることを強く願います。

令和8年度布教教化に関する告諭、並びに布教教化方針について申し上げます。本年2月号の曹洞宗報に掲載の通り令和8年度布教教化に関する告諭が公布されました。また布教教化方針についても4月号の宗報に掲載を予定しております。

令和9年度梅花流創立75周年記念奉讃大会を令和9年5月26日「東京ガーデンシアター」において開催いたします。梅花講員のみならず一般檀信徒の皆様にも広くご参加を仰ぎ開催されますことを期待しております。梅花流師範養成所再開所につきましては令和9年再開を目途とし入所に関する規定の厳格な見直しを伝道審議会において検討しております。

本年度諸々の施策を推進するため令和8年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案は51億1077万7000円とし、賦課金については各事業を再検討した結果、前年度より1円下げ、1点あたり145円とさせていただきました。



総括質問(要旨)

総和会代表 荒井 裕 明

曹洞宗所有不動産再開発について

第146回通常宗議会の総長演説において、開発業者が現ソートビル跡地に定期借地権を設定した分譲マンションを建設し、その中に宗務庁機能を集約する、また、第二第三分館も現ソートビルと併せて解体し、その跡地に同じく定期借地権を設定した宿泊施設を建設するというパッケージを提示されたが、この基本構想に付き何かご質問申し上げたい。

質問① 開発業者の破綻による途中撤退を原因として契約終了時に建物解体費を本宗が負担することはないか

答弁①：契約終了時の更地返還義務、保証金、保証契約等を付保した履行担保措置、違約時の強制執行等を契約に組み込む。また契約締結に際しては、開発業者の撤退や倒産といった事態を想定し、契約期間満了時の原状回復義務のみならず、工事未了時又は事業中断時における責任の所在、保証金や違約金、担保設定、保証会社の関与等、本宗に過度な負担が生じないための最大限の措置を契約条件とする。更に事業権や経営権の譲渡は、本宗の事前承諾を必須とする。

質問② 第二第三分館隣地買収の確実性及び再開発は？買収不調の場合の宿泊施設の建設は？

答弁②：買収は必須条件ではなく積極的な価格競争に応じることは無い。買収が不調に終わった場合でも第二第三分館跡地は再開発の対象で宿泊施設の有無に係わらない。

質問③ 定期借地権の地代収入のリスク及び具体的な収支は？

答弁③：管理費用や区分所有者の事情による一時的な滞納リスクは存在するが、契約時における適切な制度設計及び管理体制を整備することで安定性は確保できる。地代の価格は開発業者の提案によって変動するので現時点では具体的な地代収入は明示できない。ちなみに、現在収益性の低いホテル事業を終了し宗務庁機能改善による業務効率化の向上により、本件は単純な地代比較でなく総合的な財務構造の安定性の観点から評価すべきものである。

質問④ 開発業者の視点から本開発事業は利益が見込める魅力のあるものなのか。中古マンション市場の状況は？

答弁④：本再開発は開発業者が主体となる事業であり、応募の段階で評価されることになる。宗務庁スペースの併設による販売影響は全くないとは言えないが、動線を工夫することによって商品価値を損なうものではない。借地権の残存期間の短縮による物件価格低減は、

制度上織り込まれた価格設定であり、特に本件は港区芝という好立地にあり、都心の定期借地権物件として一定程度の市場需要が見込めるヒアリングを受けている。

質問⑤ 自然災害のリスクと等価交換で宗務庁スペースを所有した場合と賃貸とした場合の災害時の補償の相違は？

答弁⑤：過去の自然災害による被害状況を踏まえ、開発業者において当該リスクが織り込まれた計画設計が行われる。等価交換した宗務庁スペースを区分所有した場合、所有者として建物保険に加入し共用部は管理組合保険の対象となり、一定の議決権を持つ。賃貸の場合、主体は原則建物所有者となり、賃貸借契約に伴って加入する各種保険の範囲内で補償を受ける。

質問⑥ 建設資材の高騰、人手不足による中止・延期等のリスクは？70年の定期借地権を最良の手法と判断した理由は？

答弁⑥：リスクは開発業者が負うべきもので、本宗が過度な負担を負わない構造を前提に検討している。開発業者の開発計画を精査し著しく不利な条件の場合は無理に計画を進行させる意図はない。70年の定期借地権設定は、容積率の活用面において事業成立性が高く、多様な業者の参入が見込まれる。居住用定期借地権の期限は70年程度が一般的な水準である。本宗が資金借入を伴わず自己資金を抑制しかつ基本財産を売却することなく保持できる点で、将来世代における施設更新の選択肢を確保し得る意義がある。

議会の合意無きで計画が進んでいる、性急に結論を出さず慎重に対応すべきでは？

答弁：総合特別審議会の答申などを踏まえた共通認識を整理したものである。宗議会の理解と承認は当然の前提である。既に時間と費用を要しているがそれを理由に後戻りできないことではなく再検討や修正を行う。

この再開発で内局として最優先に考えていることは？

答弁：本宗の基本財産を護り将来にわたって持続可能な財政基盤を確保しつつ新庁舎の更新を図ること。宿泊施設の導入も定期借地権を利用した地代収入も、手段であって目的ではない。

第二第三分館隣地買収不調により宿泊施設が建設できない場合は？

答弁：第二第三分館の再開発は施設機能の再整理土地利用の最適化の観点から対象とするものであり、長期利用は適切でないかと判断している。

宗務庁機能だけの新庁舎の建設は可能か及び再開発の基本は？

答弁：現ホテルは本宗が事業主体として経営リスクを負担する構造であったが今次再開発は外部の開発業者の資金、ノウハウを活用しリスク分担を前提とする土地活用である。単独に建設した場合、多額の建設資金の負担が生じ、財源・将来の修理費・物価上昇リスクなどを本宗が抱えることになる。また収益を生まな

い単機能施設は固定的支出の負担増を招く構造となる。再開発の基本は、局議決定ではなく内局で共有されてきた共通認識を出発点としている。総合特別審議会の審議も判断材料の一つである。本再開発は、固定的な構想を前提とするものでなく、専門家等の助言を踏まえ検証と修正を重ね、失敗を回避する仕組みを組み込む考えである。そのため、必要な見直しは躊躇なく行う。

令和6年能登半島地震の復旧復興支援について 現地からの声として、被災寺院のニーズにあった柔軟な対応を望んでいる。定期的な被災地訪問と話し合いの機会は？

答弁：今までも幾度となく訪問をしているが、今後も現地対策本部の協力を得ながら、広域にわたる被災寺院の状況把握を継続していく。

宗務監査について 調査日数を増やすべきでは？

答弁：公認会計士による監査が行われており問題ない。宗務監査は内部監査にあたり、一般的な方式である。東京都を例にとれば年4週間(1ヶ月)が必要になるが、負担や運用方法について十分に検討する必要がある。

BCPの施策について BCP(事業継続計画)の施策の未着手の理由は？

答弁：組織全体としての取り組みが必要であり、各種業務に関する客観的な重要度が容易でないことから相応の時間を要している。その必要性は重要な課題であると認識しており、宗務庁職員の生命・安全の確保・円滑な連携と情報伝達の優先、継続すべき宗務及び事業の選定を軸として実効性のあるBCPの策定に努力する。

宗費完納奨励金制度について 制度のあり方見直しのお考えは？

答弁：円滑な宗費徴収という本来の目的を損なうことのないよう十分配慮しつつ、宗務行政の効率化、事業負担の軽減、安定した財源確保の観点から制度の意義と課題を整理したうえで、新たな決済方法も含め中長期的な視点に立って検討を進める。

義財の一部特定財源化について 義財の一部を特定の財源に充てる考えは？

答弁：義財の意義や活用方法について宗門内で十分な理解が共有されていない現状であり、今後は制度趣旨や宗門全体への理解促進の観点から議論が活性化することを期待している。

各特別会計の繰越金の総点検について 縦割り行政の弊害解消のため、試みに各特別会計の合同会議を開いたらどうか

答弁：令和7年度より特約付き定期預金や債券は固定資産とし、使用可能な流動資産と区別して管理している。これは透明性を高めてはいるが保有総額を見直すものではない。よって、必要に応じて各特別会計の所管部署と財政部経理課において協議を行い、関係する審議会に諮問するなど段階を踏んで検討を進めていく

ことが適切であると考えている。

布教教化方針について「禅の実践」は、インターネットを活用した坐禅会や動画配信を通して取り組んでいるが、その普及効果やその分析・評価は？また今後の課題は？

答弁：普及効果は実況状況や参加者数等を把握していないため体系的分析や定量的な評価には至っていない。しかし、寺院に足を運びにくかった人々にも機会を提供することができ、実践の裾野を広げる役割を果たしてきた。今後は管区教化センターや認可参禅道場と連携していきたい。

「一仏両祖への帰依」について本尊唱名カードのような資料は？

答弁：宗門の本尊唱名は「南無釈迦牟尼仏」であり、平成26年以降、布教教化に関する告諭及び布教教化方針の末尾に両祖のご尊名が併記されている。これは、本尊唱名の継続と両祖周知の充実を両立させる具体策である。

宗門関係学校理事等の就任退任時期について。各宗門関係学校の寄付行為に従うのか？

答弁：宗門推薦の役員任期と各学校法人の任期に差が生じている実情があるが、改正私立学校法の趣旨を踏まえ、各学校法人の役員任期を尊重し、その任期を全うしていただくことを基本とする。そのため、曹洞宗責任役員会の開催時期を可能な範囲で調整していきたい。

教区再編について 教区再編は宗務所の判断で行えるが、本庁として全国教区の実態調査をする必要があるのでは

答弁：宗制では「おおむね30ヶ寺を基準として設けることができる」と定められている。特例の宗務所を除き、現在全国で「762教区」が編成され、特例以外において本務住職は「10204人」であり、これを基準の30ヶ寺で除すと「340教区」で十分に編成できることになる。これは宗制の定める基準に比して2倍以上となっており明らかに多すぎる状態が継続している。それぞれ様々な事情を踏まえたものであるが、教区の再編について、必要な準備や手続きなどの相談を総務部で承っているので積極的にご検討いただきたい。



通告質問 (登壇順)



山下 昭文
(第5区茨城県・千葉県選出)

仮移転先(鶴見大学会館)の活用について。仮移転候補地とされる総持学園所有の鶴見大学会館活用に関し学校法人の施設を宗教法人へ貸し出す際の法的条件および税務上の課題について内局の見解を問う

答弁：施設貸与に伴う収益事業該当性(法人税)や寄付行為の

変更認可が必要となる可能性を認識している。最終判断にあたっては学校法人側の法的・税務的な整理状況を確認しながら慎重に検討を進める。

寺院後継者の養成基準について。切実な寺院後継者不足に鑑み教師補任に不可欠な僧堂安居等の養成基準を見直す考えはあるか。安居制度の現状を含め基準緩和への着手の是非を問う

答弁：多様な安居制度により門戸は開かれており後継者減少と基準緩和は別の問題である。僧侶の資質維持の観点から基準の緩和は必ずしも宗門のためにならない。よって現時点で養成基準の見直しを行う考えはない。



清泉 文英
(第8区静岡県第3、第4宗務所管内選出)

ソートビルの建て替えについて①定期借地権の活用によって、将来的な権利関係が複雑化し、契約更新等に係るリスクが生じるのではないかと

答弁：土地所有権は、引き続き本宗に帰属する。建物に関しては区分所有となるため権利関係は明確になる。定期借地権は借

地借家法に基づき、契約の更新を前提としない。契約満了には、賃借人の費用をもって建物除去及び更地変換が法的に担保される。公正証書の作成を含め、契約設計段階においてリスクを可能な限り低減を図る。

②宗務庁と居住者との管理や運営面での摩擦は

答弁：宗務庁と居住者との管理や運営面での摩擦については用途の異なる主体が同一敷地を利用する場合には、一定の課題が想定されます。管理組合の設置及び専門業者への委託など検討することになる。

③土地利用の制限による将来の施設拡張への影響はどうか

答弁：定期借地権満了時の居住者の退去問題に関しては、制度上、契約満了時の建物の撤去及び明け渡し前提とされており、契約段階において条件整理を行うことで混乱防止に努めていきます。

土地利用の制限による将来の施設拡張への影響については現行機能に一定の余裕を持たせた床面積を想定している。ご指摘の点については、事業者選定の過程において、慎重に確認する。

④ソートビルの現状診断については

答弁：調査の結果、ソートビルを現状のまま維持していくためには、高額な修繕費が必要であり、建物の寿命を考えると、建て替えも検討すべき段階にあることが確認されました。

⑤宗務庁単独で自己開発する可能性はあるのか

答弁：宗務庁舎のみを単独に建設する場合、多額の建設費を本宗が負担することになり、財源、修繕費等の

リスクを内部で抱えることになる。

⑥移転費用や建設に関する工程表について

答弁：移転費用や建設に関する工程表については、関係案件の承認をいただいた後、プロジェクトマネジメント業務株式会社インデックスコンサルティングの助言を得ながら、具体的な工程表を作成し、ご報告する予定です。



成田 隆真
(第9区愛知県第1宗務所管内選出)

募集要項における「ホテル廃業」と「定期借地権」の解釈。募集要項に記載されたホテル廃業や定期借地権の設定は宗議会の議決を要する事項であるはずだが、これらは既に宗門の既定事項として決定されたものか

答弁：これらは宗議会の議決を要する事項であり内局のみで

決することはできない。要項の記載は再開発にあたって事業者から現実的な提案を得るための「内局の方針」を前提条件として示したに過ぎず宗門の組織的な決定事項ではない。

募集要項の作成経緯と資格要件(一級建築士)の欠落。専門知識を要する募集要項の作成経緯と提出書類の担当者資格に一級建築士を必須としなかった理由を問う。また、外部の助言を受けて作成された事実と相違ないか

答弁：一級建築士については、募集段階では必須条件とすることを要しないと判断したため、資格要件から外した経緯がある。

記載文言の不備と修正方針。推進委員会資料で主張された「要項の記載にかかわらず」という文言が実際の募集要項に見当たらない。不正確な記述による混乱を招いた点について説明を求める

答弁：説明に正確さを欠いたことを認める。本来は「本件要項書にかかわらず、本宗と協議の上行うこと」と記載すべきであった。今後は交渉結果が優先される点を含め正確な記述により内局の方針と議決事項の区別を明確にする方針である。

インデックス社の一級建築士数に関する疑義。インデックス社社長が説明した一級建築士数(21名)と実態の乖離について、名簿や資格証等の証跡提出を責任を持って要求すべきではないか現状を問う

答弁：社長の回答は建築専門家全体の人数であった。実際の一級建築士数は9名との報告を受けており、現在は責任を持って資格証、名簿、および社員であることを証明する社会保険証等の証跡提出を要請している状況にある。



石附 正賢
(第4区群馬県・栃木県選出)

将来像を含めたソートビル計画について①先の宗議会において関連議案が審議未了となった事実をどう受け止めているか

答弁：令和7年度曹洞宗一般会計歳入歳出補正予算案第2回の議案が審議未了となりました件は、この結果を真摯に受け止め、今後は丁寧な説明と理解の

形成に努めていく。

② 運営企画室からの答申である宗務ビジョンを当局は本庁機能のあり方にどのように位置づけているのか

答弁：曹洞宗を取り巻く社会環境は急速に変化している。将来の財政に過度な負担を残すことなく、宗務における中枢機能を持続的に維持していく方途を検討する必要があるものと認識している。資産価値の高い土地を可能な限り有効活用し、将来の不利益を残さない新庁舎の整備と所有不動産の適切な活用の両立を図る観点から検討を進めてきた。

③ 定期借地権・分譲マンション構想に拘泥することなく他の選択肢も含めて、そのための議論、その経過と宗議会、宗門寺院と共有していくか

答弁：再開発の内容は、複数の当事者が存在し、契約及び条理に係る内容が含まれることから、すべてを共有することは可能か選択する必要がある。宗議会及び宗門寺院に対し適切な時期に共有していく。



甘蔗 英司
(第20区福岡県・熊本県選出)

**SOTO保険サポートについて①
遊休資産の捉え方に相違する点がある、決算作成に係る試算表又はキャッシュフロー計算書を開示していただきたい**

答弁：株主である曹洞宗の立場からお答えします。従前、遊休資産はないと申し上げた趣旨は、会社から提出された計算書類及び事業報告に基づき、その内容が不合理であると認められないことを確認した、という意味であります。

キャッシュフロー計算書形式による整理は透明性向上に資するものであり、株主としても会社に対し情報開示の充実を求めてまいります。

② 令和6年度の決算書に開示された財産目録に流動資産中に定額郵便貯金1,000万円、普通郵便貯金16万2,362円との記載がある。令和5年度の決算書も同額記載であった。営業経費として実際に使用されていないものであり、遊休資産に該当するのではないか

答弁：当該資金の資産形成の経緯や具体的な運用方法、その預け先の判断は、会社法上、業務執行の範囲に属する事項であります。株主としては、会社法に基づき提出された計算書類及び事業報告の内容を確認しており、当該資金の保有が法令また定款に違反する、もしくは取締役の善管注意義務に明らかに反するなど、ガバナンス上看過できない事情が存在するとは認めておりません。資金効率や預け先の妥当性は、経営環境の変化に応じて継続的に検討されるべき経営課題であります。会社側に対し株主として責任を適切に果たしていきます。

③ 配当政策と中長期的視野について

答弁：今回の配当方針については、会社側から、人的体制の変動、固定費増加要因、中長期安定経営の必要性を踏まえた説明を受けている。株主としては、単年度利益の最大化のみならず、3年から5年程度の経営サイクルを視野に入れた持続的収益基盤の確立が、株主利益に資するとの観点から、了承したものである。曹洞宗は株主としての立場から、計算書類の確認、経営方針の妥当性の検証、配当政策の決定という株主責任を果たすべきと存じます。他方、個別の業務執行は会社の責任に属するものであり、株主としてはその役割分担を踏まえつつ、企業価値の持続的向上に資するよう対応していく。



高橋 英悟
(第29区岩手県選出)

立身未了者の情報提供依頼について。住職任命申請中であり就任後速やかな結制安居を要する立身未了者への配慮を問う。住職辞令交付前の段階で準備に不可欠な情報提供依頼に対し事務改善を行う意思はあるか

答弁：本来は住職による申請を原則とするが、現在は「住職任命申請書」への「情報提供願」の附帯申請を認め任命後直ちに結制安居修行認可が下りるよう事務上の整合性を図り迅速な処理を期している。個人情報保護に留意しつつ稀なケースも適切に対応し本制度のさらなる周知に努める。

宗務ビジョンを活用した不動産再開発について。不動産再開発において宗務ビジョンが描く未来の宗門行政拠点として、新庁舎の機能や規模・公共性を再定義しより良い建設計画へと練り上げる意思があるか

宗務ビジョンを活用した不動産再開発について。不動産再開発において宗務ビジョンが描く未来の宗門行政拠点として、新庁舎の機能や規模・公共性を再定義しより良い建設計画へと練り上げる意思があるか

答弁：宗務ビジョンは検討にあたっての基礎資料のひとつと位置付けている。現時点で設計等に直接反映された個別具体的な事案はないが将来に過度の負担とならない開発手法を検討中である。今後も将来像を踏まえ土地の有効活用と不利益を招かない庁舎建設を目指す。

不動産再開発に関する要望

不動産再開発の基本条件（「借入れをしない」「売らない」「費用負担しない」）という原則に縛られすぎることなく幅広い議論を尽くすこと、提示されたシミュレーションデータを真摯に吟味し今後の宗門施策へ確実に反映させることを望む。



岩井 秀弘
(第28区宮城県選出)

事業手法決定プロセスの妥当性。庁舎に求められる機能等の検討プロセスや基本計画の策定が不十分なまま定期借地権方式による事業手法を先行して決定したプロセスの妥当性を問う

答弁：利用実態の整理や職員アンケート・各業務グループの調査を経て多角的に検証した結果である。

将来の財政環境や資産維持を総合的に勘案し定期借地権方式が有用な選択肢になり得ると判断して検討を進めてきた。

建設インフレ下における等価交換の経済的合理性。建設インフレ下での等価交換は宗門の床面積を目減りさせ損失を招くのではないかと。不利な条件下で契約を急ぐ経済的合理性と計画を再考する可能性を問う

答弁：合理性は建築費だけでなく地価や金利、需要を勘案すべきである。今後、開発業者からの具体的提案を慎重に精査し持続可能な財政基盤確保と庁舎機能更新が両立しない場合や本宗に著しく不利な条件であれば無理に進めない方針である。

災害リスク対応と区分所有によるガバナンスへの懸念。浸水想定域での低層階利用リスクや区分所有による独立性・ガバナンス低下への懸念に対し安全性と宗門の自立性をいかに確保するか内局の見解を問う

答弁：低層階配置が決定した事実はない。事務所機能を優先する設計や、管理規約・議決権構成の適切な設計により自立性を確保する。立地や環境変化を勘案し、災害対応を含むBCPの観点から安全性を確保した基盤構築を目指す。

財務の透明性と内局の責任所在。算出根拠の開示不足を指摘する。217億円等の概算根拠を明示するとともに損失発生時の善管注意義務違反を含めた内局の法的・道義的責任を問う

答弁：217億円は路線価に基づく70年間の地代総額であり80億円は維持管理費や固定資産税等の概算である。多々良学園の教訓を踏まえ善管注意義務に違背せぬよう慎重に精査・判断を行う。本宗に不利な場合は計画を進めない姿勢を堅持する。

運用の目的と商品選択の理由。不動産の再開発に向けた特別積立金についてなぜ資金が固定化され流動性に制約が発生する特約付定期預金で運用を行っているのか。具体的な運用の理由と意図を問う

答弁：インフレ下では現金の価値が目減りするため資産保全の観点から全ての預貯金を放置することは問題であると認識している。特に建築資材等の高騰が予想される中、最も運用が必要な資産であると考えマイナス金利時代に元本確保と利回りの条件を両立する商品として当時の判断で特約付定期預金を選択した。

流動性リスクと現状の認識。使いたいときに使えない(流動性が制約される)現状は問題ではないか。また金利上昇による資金の固定化という現状をどのように認識しているのか

答弁：指摘の通り使いたい時に使えないことは問題であり流動性リスクという大きなデメリットが生じていると認識している。想定以上の金利上昇により一部の預金で資金が長期にわたり低金利で固定化された点は大きな反省点だ。今後はキャッシュフロー上の問題が発生しないよう準備資金などとの入れ替え等の対応を想定し適切に努める。

財務方針の妥当性と今後の見直し。なぜ流動性リスクを抱えた運用を行う財務方針を取っているのか。今後の資産保全の考え方と財務方針の適正な見直しについて問う

答弁：従来の方針は安全性を第一としていたが結果としてインフレや経済成長に対して脆弱な運用となった点は反省すべき点である。今後は流動性リスクを最小限に抑えるため国債等での運用を行うとともに市場環境に対応したより踏み込んだ資産運用のための制度設計を検討する。今後審議会等の意見を聴取しながら財務方針を適宜見直す。



乙川 良介
(第26区新潟県第2,第4宗務所管内選出)

宗制における「宗門」の解釈について。第146回での「宗門とは宗教団体曹洞宗を指す」との答弁は信仰の根源的要素を軽視していないか。歴史的組織体としての真の定義を問う

答弁：指摘を真摯に受け止める。改めて「宗門」とは、高祖・太祖両大本山が礎を築かれた800年来の歴史を有する組織体を指称するものである。今回の指摘は今後の答弁の参考とする。

ソーラービル建替に伴う設備投資額の精査。三井住友信託銀行の見積りと日建設計の見積りの間になぜ約36億円もの差があるのか。建替を正当化するための

意図的な数値操作ではないか

答弁：三井住友信託銀行の見積りは建築設備全体を網羅しているのに対し、日建設計側は電気・空調等の設備に限定し屋上防水や内装仕上げ等の項目を除外している。この対象範囲の相違が乖離の主因である。

定期借地権設定に伴う「地代前払い方式」の採用可否と情報開示について。「地代前払い方式」の検討状況を問う。重要な財務戦略が説明資料に記載されていないのは情報開示の不備ではないか

答弁：現時点で特定の課税スキームを確定・明記する段階にはない。地代前払い方式は今後の事業構築の中で慎重に検討すべき事項であり意図的に情報を伏せているわけではない。

開発事業者の選定プロセスと議会の承認権限。先に事業者を特定し具体的な数値を確定させた後に議会の承認を仰ぐのが、健全な意思決定の順序ではないか

答弁：本議案は公募の前提条件を定めるものでこの承認を得て初めて事業者の募集・選定が可能となる。宗門にとって著しく不利な条件となれば無理に事業を進めることはない。



嶽盛 和三
(第14区大阪府・奈良県・和歌山県選出)

複合開発の策定経緯と外部業者の関与について。定期借地権付きマンションを含む複合開発は宗門の自発的な発願かそれとも外部業者の誘導か。外部業者に土地利用の主導権を委ねることの妥当性を問う

答弁：内局の判断であり外部の誘導ではない。自己資金投入を控えるという当局の基本コン

セプトに基づき主体的に決定した。将来世代に過度な財政的負担を残さないための整理であり直接的な損失をもたらす事態を回避する考えである。

70年の権利設定と将来への責任について。70年もの長期間土地の処分・利用権を凍結する手法を選んだ根拠は何か。将来に負の遺産を残す倫理的責任を問う

答弁：資産を維持しつつ安定収益を確保する重要性を認識して判断した。超長期の権利設定は慎重に検討しており、これが直ちに将来の負の遺産になると確定するものではない。

収益事業への課税リスクと合理的根拠。非課税特権を捨ててまでリスクの高い収益事業に踏み切る合理的根拠と課税への備えを問う

答弁：既存事例で対応済みであり十分承知している。税務上のリスク管理を徹底し事業全体の是非を含めて慎重に判断していく方針である。

議案承認の法的拘束力と移転決定プロセス。本議案の承認は賃貸借契約締結や移転の最終決定を委任するものではないか。移転先の決定プロセスと議決の範囲を問う

答弁：本議案は交渉推進の前提としての承認であり最終決定を承認するものではない。賃貸借条件を整えた上で改めて移転先を決定するための関連議案を次期宗議会に上程し審議・承認を受けることとなる。



SOTO保険サポート株式会社

〒105-8544
東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F
電話：03-3454-3547
FAX：03-3454-3575
MAIL：soto-hoken@soto-support.jp
※社名が変わりました。(旧：芝園不動産管理株式会社)

火災	自動車	退職金準備	賠償責任	サイバーセキュリティ
生命保険	傷害	お寺の保険の見直しやご相談お気軽にお問い合わせ下さい!!		
ご相談は無料です!				

《取扱保険会社》 損保：5社 生保：4社
損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・東京海上日動火災保険(株)
AIG 損害保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・SOMPO ひまわり生命保険(株)
三井住友海上あいおい生命保険(株)・オリックス生命保険(株)・マニライフ生命保険(株)

役職員倫理規程の概要

昨年6月の宗議会で議員立法として上程された「曹洞宗土地・建物再開発に係る契約及び入札の倫理審査に関する規程制定案」(発議者岩井秀弘議員)が付託された特別委員会の継続審査を経て「曹洞宗役職員倫理規程制定案」と改題して第149回宗議会で挙手採決され、賛成多数により可決した。

本宗所有不動産再開発に係る入札及び契約に関しては主に内局、宗議会議員、宗務庁役職員就業規則の適用を受ける者が対象となり、急ぎ本年3月1日から施行。「本宗若しくは宗門の役職員である者又はその3親等内の親族である者」「本宗又は宗門の役職員であった者のうち、退任時3年以内であるもの又は退職3年以内であるもの」など「特別利害関係者」の定義を明確化した。

特別利害関係者が議決権の10%以上を所有しているとき等、契約の相手方としないケースを明記。ただし競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者

がないとき等の特別な理由がある場合であって、かつ特別利害関係者の入札参加や随意契約による発注の必要があるとき、内局はその理由と資料を添えて審査会に申告し、意見を求めることができるとした。

一方、それ以外の部分については宗務所長や教区長ほか対象が広範囲に及ぶことから、周知期間を置くため来年6月11日施行とした。許認可付与、補助金交付、現地視察や現地調査などの対象となる利害関係者からの金品贈与、供応接待などについて禁止行為の基準を示している。

通報の受付窓口は総務部内に置き、審査会は宗議会議員(正副議長、監査委員会委員、内局及び事業部長を除く)から宗議会議長が指名した5人で構成。必要に応じて弁護士、公認会計士などの専門家や檀信徒を含む関係人から意見を聞く。審査会は非公開とするが、倫理違反行為があると認めた事案の概要については宗議会に報告しなければならない。

第149回 通常宗議会議常任・特別委員(總和会議員)

副議長 中村見自

長…委員長 主…主査

○運営委員会

主 倉内 泰雄 石附 正賢

○第一予算委員会

橋本 壽幸 五十嵐靖雄 成田 隆真
主 奥村 孝善 主 田中 清元 坂本 泰俊
清泉 文英

○第二予算委員会

岡 芳雄 龍谷 顯孝 長 山本 健善
福田 光昭 甘蔗 英司 平岩 浩文
主 立身 一徳 主 内山 正也

○決算委員会

近藤 龍法 長 嶽盛 和三 岩井 秀弘
主 乙川 良介 主 佐藤 清廉 荒井 裕明
岩本 一典

○請願委員会

三吉 由之 長 伊藤 哲雄 主 山下 昭文

○懲罰委員会

須田 孝英 主 高橋 英悟

○特別委員会

主 大坂 恵司 岩本 一典

四部会構成

	総務・教学部会	伝道・教化部会	財政・人事部会	出版・広報・人権部会
会 長	三吉 由之			
顧 問	須田 孝英			
副 議 長	中村 見自			
副 会 長	近藤 龍法 奥村 孝善			
幹 事 長	倉内 泰雄			
副幹事長	田中 清元	坂本 泰俊	大坂 恵司	佐藤 清廉
	石附 正賢	△平岩浩文	△荒井裕明	
内 局	深川 典雄	藏山 大顕	伊藤 弘隆	服部 直哉
部 会 員	橋本 壽幸	◎岡 芳雄	五十嵐靖雄	清泉 文英
	成田 隆真	山本 健善	龍谷 顯孝	○高橋 英悟
	◎片山 昌佳	嶽盛 和三	◎岩井 秀弘	◎岩本 一典
	△乙川 良介	甘蔗 英司	福田 光昭	立身 一徳
		山下 昭文	伊藤 哲雄	△内山 正也
	宮前 憲生 (滋賀)	甲斐 史郎 (宮崎)	○酒井 秀瑞 (和歌山)	
	加藤 賢一 (奈良)	永井 文雄 (茨城)	福田 宗徳 (神奈川県)	
	巨海 裕定 (山口)	○國生 泰俊 (栃木)	西川 光典 (岡山)	
	○堀江 光道 (富山)	岩吉 泰彦 (佐賀)	梅本 実道 (熊本)	

*◎部会長、○は副部会長、△書記
*会長、顧問、議長、副会長、幹事長及び内局は随時各部会へ出席

補 報

謹んでご冥福とお祈り申し上げます

元参議

山口県宗務所第11教区205番 大寧寺前任職
権大教正

岩田啓靖老師 令和7年9月30日 遷化 87歳
参議歴 平成22年(2010)10月19日～
平成24(2012)年4月11日辞任

前参議

静岡県第1宗務所第11教区492番 天徳寺住職
大教師

石橋晋哉老師 令和8年2月3日 遷化 89歳
参議歴 平成31年(2019)4月1日～
令和3年(2022)10月20日辞任

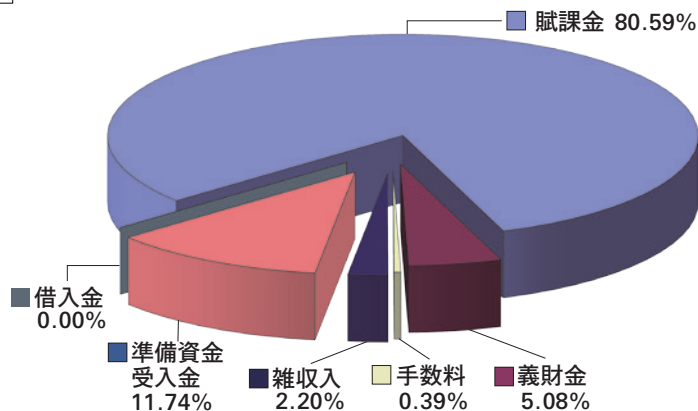
前宗議会議員

茨城県宗務所第11教区171番 東昌寺住職
大教師

森 元亨老師 令和7年11月20日 遷化 78歳
議員歴 平成26年(2014)10月1日～
令和7年(2025)11月7日辞任

令和八年度曹洞宗一般会計歳入・歳出予算

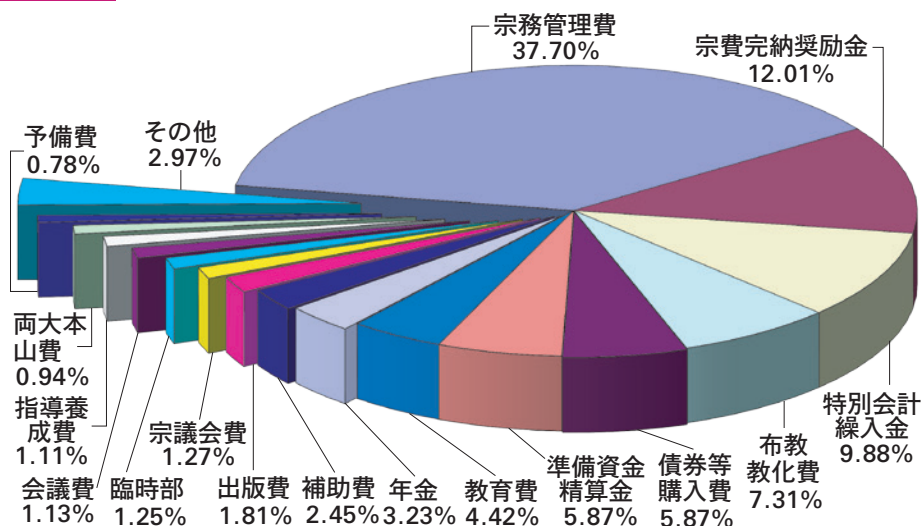
歳 入 5,110,777,000 円



内訳

歳 入	歳 入 額
賦課金	4,118,959,000
義財金	259,650,000
手数料	19,923,000
雑収入	112,244,000
準備資金受入金	600,000,000
借入金	1,000

歳 出 5,110,777,000 円



内訳

歳 出	歳 出 額
宗務管理費	1,926,688,000
宗費完納奨励金	613,800,000
特別会計繰入金	505,008,000
布教教化費	373,431,000
債券等購入費	300,000,000
準備資金精算金	300,000,000
教育費	225,655,000
年金	165,090,000
補助費	125,171,000
出版費	92,572,000
宗議会費	65,048,000
臨時部	64,000,000
会議費	57,942,000
指導養成費	56,669,000
両大本山費	48,000,000
予備費	40,000,000
その他	151,703,000

總 和 会 会 務 報 告

期 日	会 務 内 容	期 日	会 務 内 容
(令和七年)		1月19日	執行部会／四部会 檀信徒会館
11月24日	新潟下越佐渡支部総会	1月20日	四部会 檀信徒会館
12月3日	執行部会／所有不動産再開発検討委員会 檀信徒会館	1月23日	秋田県支部総会
(令和八年)		2月4日	静岡県西部支部総会
1月14日	本山年賀拝登(執行部) 大本山總持寺 執行部、支部長幹事、内局情報交換会 檀信徒会館	2月6日	執行部会／議員総会 檀信徒会館
		2月15日	執行部会／顧問執行部会／議員総会 檀信徒会館
		3月4日	島根県雲国両山会支部総会

*ブロック大会・支部総会－本部にご案内あったものを記載。中止・順延の大会は記載してありません。
 *上記内容は總和会ホームページにも掲載させて頂いております。(https://souwakai.info)

新 議 員 紹 介



第5区 千葉県 第279番
 泉福寺 山下 昭文
 常に知行合一の姿勢を心がけてま
 いります

第 33 回 總和会全国大会

◇令和8年11月9日(月)

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

編集・岩本一典 高橋英悟 佐藤清廉 清泉文英 立身一徳 内山正也